

令和8年度予算案のEBPM「母子保健医療対策総合支援事業」

課題データ

3～6か月児健診（市町村での実施率99.5% ※3～5か月児健診）、9～12か月児健診（同82.1%）、5歳児健診（同14.1%）は、法定健診ではなく任意健診であるが、身体の異常の発見や発達の評価を行うために重要な健診である。すべての自治体で健診を行えるよう、健診医や専門職の確保が難しい地域や、過疎地等での健診実施に向けた体制整備を行う必要がある。

また、乳幼児健診をはじめとした母子保健施策について、発達障害のため集団健診会場に行くことが困難な児や医療的ケア児など、通常の集団健診（歯科健診を含む）の受診が難しい児が存在しており、特別な配慮が必要な場合がある。

（※出所：こども家庭庁「令和5年度母子保健事業の実施状況」）

事業

- (19) 乳幼児健康診査実施支援事業
- (20) 特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業

令和7年度補正予算：98百万円
令和8年度当初予算案：45百万円

【乳幼児健康診査実施支援事業】
3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診の受診率を向上すべく、健診医や専門職の確保が難しい自治体へ補助金を交付する。

【特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業】
特別な配慮が必要な児に対する健診を推進するため、市町村へ補助金を交付する。

※アウトプット、アウトカムの（ ）内は直近の実績値

EBPM指標	アウトプット	乳幼児健康診査実施支援事業の実施自治体数 2025年度 100自治体			特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業の実施自治体数 2025年度 100自治体
	短期アウトカム	3～6か月児健診の実施自治体数の増加 (1,732自治体 ※3～5か月児健診)	9～12か月児健診の実施自治体数の増加 (1,430自治体)	5歳児健診の実施自治体数の増加 (246自治体)	支援を行った特別な配慮が必要な児の人数
	中期アウトカム	—	—	—	—
	長期アウトカム	「今後も子育てをこの地域でしていきたい」という回答率の増加 2026年度 100% (2023年度 94.7%)			

目標

こども・若者の権利保障とその視点の尊重、意見聴取と対話

良好な成育環境の提供

すべてのこども・若者の健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成とその実現を阻む隘路の打破

こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み